

平成 27 年度茨城県那珂川サケ資源有効利用調査参加者募集要項

- 【調査内容】 さけの釣獲調査
- 【調査日】 平成 27 年 11 月 1 日・2 日・3 日・4 日・5 日および、
10 日・11 日・12 日・13 日・14 日の 10 日間
※調査が天候等により中止となった場合の代替日はありません。
また参加者の自己都合による指定日の代替えは行いません。
- 【調査時間】 07:00 ～ 14:00
- 【調査区間】 茨城県水戸市飯富町地先
那珂川本流と藤井川合流点より下流の本流右岸 400m の区間
- 【対象魚種】 シロサケ
- 【釣獲方法】 釣り（ルアー、餌釣り）。針はシングルフックのみ。
竿は 1 人 1 本まで。ただし予備の竿の持参は認めます。
なお、立ち込み（川の中へ入る）は管理運営上の都合から一切
禁止とします。
- 【釣獲尾数】 1 日につき 5 尾まで
釣獲したサケは、オスメスを問わず必要な測定等の処置を行っ
た後は、すべて持ち帰ることができます。持ち帰らない場合は、
実行委員会に引き渡していただきます。なお、必要な梱包資材
等は各自で用意して下さい。
- 【募集人員及び定員】 各日 30 名以内 合計 300 名以内
- 【応募資格】 調査日現在 20 才以上で、釣りマナーに精通し、那珂川サケ有
効利用調査の諸規則を遵守し、秩序を保つことのできる方に
限ります。
※実行委員会は調査状況について写真撮影し、写真を広報資料
等の一部として用いる場合がありますことをご了承願います。
- 【参加料】 1 日 1 人につき 6,000 円
- 【応募方法】 往復はがきによる応募のみ
※募集期間内の消印のあるもののみ有効となります。
- 【応募期間】 平成 27 年 8 月 24 日（月）（当日消印から有効）から
平成 27 年 9 月 4 日（金）（当日消印有効）まで
※8 月 24 日以前の消印の場合は受け付けませんのでご注意下さい。
- 【記載内容】 往復はがきの裏面に、以下の①～⑦をすべて記入して下さい。
①郵便番号、②住所、③氏名（ふりがな）、④年齢、⑤性別、
⑥電話番号（携帯可）、⑦希望日（1 日だけ記載すること）。
※往復はがき 1 通につき希望者 1 名のみ有効です。

※希望日は1通につき1日のみを記載する。

※1日分の応募につき1通だけ送付してください。

※電話番号は連絡のつきやすい番号を記載下さい。

※返信面のおもてには必ず、返信先の住所あて名を記入。

※提供頂きました個人情報、実行委員会の責任の下で慎重に管理することとし、特別採捕許可の申請以外の目的では使用しません。

【送付先】〒311-4303 茨城県東茨城郡城里町石塚 1684-1

那珂川漁業協同組合内

茨城県那珂川サケ資源有効利用調査実行委員会

【当選通知・その後の採捕従事予定者決定までの流れ】

- ① 決定 募集期間終了後、直ちに応募日別に決定します。募集人員を越えた場合には抽選にて決定します。
- ② 決定通知 調査従事予定者の決定結果は全員に、返信用はがきにて通知します。返信用はがきの住所宛名は忘れずにお書きください。
- ③ 料金納入 採捕従事予定者の決定通知を受けた方は、下記資料を同封の上利用料金を現金書留により、必ず9月17日（木）必着で送付してください。

※必着日に届かなかった方は、キャンセルしたものとみなします。

※自然条件や実行委員会の都合により釣獲調査を中止する場合があります。納付された参加料の払い戻しはいたしませんのでご了承願います。

【現金書留に必ず同封するもの】

書留封筒に、以下の①、②を忘れずに同封して下さい。それら資料がない場合、茨城県知事あて特別採捕許可の申請を行うことができず、ご本人は調査への従事できませんのでご注意下さい。

※参加料のほかに同封するもの

- ① 本人住所が確認できる運転免許証または健康保険証（住所記載部分を含むこと）のコピー 1枚
- ② 本人の顔写真（正面无帽、サングラスは不可。大きさは3cm×2.5cm）1枚

※採捕従事予定者は、調査に従事するには茨城県内水面漁業調整規則に基づく茨城県知事の特別採捕許可を受ける必要があります。その申請手続きはお送り頂いた資料を元に、実行委員会が行います。

【採捕従事予定者承認証】

参加料を納入して頂いた方には、①採捕従事予定者承認通知書、②誓約書、③会場の略図、④調査要領等の関係書類を郵送します。

※特別採捕許可が不許可となった場合は、速やかにご連絡し、納付頂いた参加料の払い戻しの手続きを行います。

【調査当日の手続き】

受付開始は 06:30 からです。当日現場受付に、従事予定者承認通知書と自署された誓約書を提出し、採捕従事者の確認を受けて下さい。

確認後、調査従事者を示すゼッケンを貸与します。調査中は常に着用して下さい。

【受付時刻】 調査日の 06:30 ～ 12:00

【受付場所】 茨城県水戸市飯富町地先那珂川河川敷
常磐道 那珂川大橋 上流 500m藤井川合流点右岸 本部テント
(水戸北スマートインターより北方約 500m右岸)

【調査に従事するにあたっての注意事項】

- (1) 調査従事者は、調査中は常に貸与されたゼッケンを必ず着用する。調査の開始は実行委員会による合図に従うこと。
- (2) 秩序維持の観点から、受付開始時刻の前に、置き竿、椅子、クーラーボックス等によりあらかじめ場所を確保するような行為は行ってはならない。
- (3) 調査従事者は諸規定を遵守し、実行委員会の指示に従うなど、円滑な調査に努めるとともに、安全に十分留意した上で従事すること。
- (4) 調査の終了は、制限尾数を釣獲した場合、または実行委員会の調査終了の合図による。それ以外での調査終了時刻以前の終了は任意とする。
- (5) 釣獲調査終了後、調査従事者はゼッケンを返却し、実行委員会が行う本調査に関するアンケートに回答していただきます。
なお、貸与したゼッケンの紛失、破損、あるいは著しい汚損があった場合は、その調査従事者はゼッケンの費用を弁償すること。
- (6) 要項等に反する行為や実行委員会の指示に従わないときは、その調査従事者（以下「違反者」という。）は調査従事者の資格を失い、違反者の本調査への従事は以後認めない。なお、違反者が調査で採捕したサケについては没収する。

【お問い合わせ先】

〒311-4303 茨城県東茨城郡城里町石塚 1684-1 那珂川漁業協同組合内
茨城県那珂川サケ資源有効利用調査実行委員会
(漁協) TEL 029-288-3034 FAX 029-288-3034

※お問い合わせ時間 平日午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

【その他】

調査従事者は以下の行為を行ってはならない。

- (1) 要領に反する行為
- (2) 釣り場の不用な独占等，他の調査従事者との軋轢を生じる行為
- (3) 実行委員会の指示に反する行為
- (4) ゴミの投棄
- (5) 路上駐車
- (6) 焚き火
- (7) その他公序に反する行為，危険行為

【参考】

茨城県那珂川サケ資源有効利用調査実行委員会規約（抜粋）

（名称）

第1条 本会は，茨城県那珂川サケ資源有効利用調査実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は，那珂川に回帰，遡上するシロザケ（以下「サケ」という。）の調査等を実施し，もって那珂川のサケ資源の動向把握，有効利用および那珂川の環境保全を図り，サケ資源の維持増大と地域振興に資することを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 那珂川におけるサケ資源調査に関すること。

以下略

（組織）

第4条 実行委員会は，別表1に掲げる者を委員として構成する。

（別表1）

那珂川漁業協同組合
那珂川第一漁業協同組合
茨城県内水面漁業協同組合連合会
茨城県釣り団体協議会
公益財団法人日本釣振興会茨城県支部
水戸市（産業経済部農政課）
城里町（産業振興課）